

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合理約

(組合の名称)

第1条 この組合は、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町村)

第2条 組合は、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町及び伊方町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

(1) 八幡浜・大洲地方拠点都市地域基本計画（以下「地方拠点都市地域基本計画」という。）に基づく広域的事業（関係市町の長の協議により組合で処理することとする広域的事業に限る。以下「地方拠点都市地域に係る広域的事業」という。）の実施及び地方拠点都市地域基本計画に基づき関係市町等が実施する事業（以下「地方拠点都市地域に係る市町事業等」という。）の連絡調整に関する事務

(2) 八幡浜・大洲地区運動公園の設置、管理及び運営に関する事務

(3) 八幡浜・大洲地区観光センターの設置、管理及び運営に関する事務

(4) 関係市町の職員の共同研修に関する事務（関係市町の任命権者の協議により組合で処理することとするものに限る。）

(組合事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、大洲市大洲690番地の1大洲市役所内に置く。

(組合の議会の組織及び議員選出の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、10名とする。

2 組合議員は、関係市町の議会の議長及び関係市町の議会においてその議員のうちから選挙された者各1名をもってこれに充てる。

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議長及び議員の職にある期間とする。

(議長及び副議長)

第7条 組合議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1名を選出しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 執行機関として、組合に理事会を置く。

- 2 理事は、関係市町の長をもってこれに充てる。
- 3 理事会に代表理事を置く。
- 4 代表理事は、理事の互選による。
- 5 代表理事は、理事会の事務を処理し、これを代表する。
- 6 理事の任期は、関係市町の長として在任する期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(会計管理者)

第9条 組合に会計管理者1名を置く。

- 2 会計管理者は、代表理事の属する関係市町の会計管理者をもってこれに充てる。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2名を置く。

- 2 監査委員は、理事会が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちから各1名を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の任期による。

(職員)

第11条 組合に職員を置き、理事会がこれを任免する。

(組合の経費の支弁方法)

第12条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町の負担金、補助金、地方債及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 前項の負担金の分賦割合は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号の事務に要する経費及び議会費その他同条各号の事務共通の経費の分賦割合

イ 関係市町 均等割 3分の1

ロ 関係市町 人口割 3分の2

(2) 第3条第3号の事務のうち、地方拠点都市地域に係る広域的事業の実施に要する経費の分賦割合

組合議会の議決を経て定めた割合

(3) 第3条第3号の事務のうち、地方拠点都市地域に係る市町事業等の連絡調整に要する経費の分賦割合

イ 八幡浜市 100分の27

ロ 大洲市 100分の27

ハ 西予市 100分の27

ニ 内子町及び伊方町 100分の19。この場合において、これらの町の分賦割合は、均等割2分の1、人口割2分の1とする。

(4) 第3条第4号から第6号までの事務に要する経費の分賦割合

組合議会の議決を経て定めた割合

3 前項第1号及び第3号の分賦割合の算定に用いる人口は、当該負担金の予算の属する年度の直近の国勢調査における関係市町の人口による。

(八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金の設置)

第13条 組合に、八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金は、八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏の振興整備のための事業に資することを目的とする。

3 基金は、関係市町からの出資金、県の助成金等により設置する。

(出資金総額相当額の処分の制限)

第14条 基金に属する財産のうち、関係市町からの出資金総額に相当する額は、これを処分することができない。ただし、組合又は関係市町の事業実施に必要な限度において、関係市町協議のうえ処分することができる。

(基金財産に対する出資関係市町の権利)

第15条 組合が解散するときは、基金に属する財産は、出資割合に応じ、各出資関係市町に帰属する。

附 則

1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

2 組合は、組合設立の前日をもって解散する八幡浜・大洲地区運動公園事務組合、八幡浜・大洲地区観光センター事務組合及び八幡浜・大洲地区公民研修センター事務組合の事務を承継する。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この規約による改正後の規約第9条の規定は適用せず、この規約による改正前の規約第9条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。